

長野地方最低賃金審議会
運営問題小委員会委員名簿

(五十音順)
令和6年7月16日

区分	氏名	現職
公益代表委員	倉崎 哲矢	弁護士
	昆 万佑子	信州大学教育学部 准教授
	沼尾 史久	信州大学経法学部 教授
労働者代表委員	櫻井 由紀夫	JAM甲信 書記長
	竹村 進	連合長野 副事務局長
	山口 正巳	電機連合長野地方協議会 議長
使用者代表委員	井出 康弘	長野県中小企業団体中央会 専務理事
	聲山 典生	(一社)長野県経営者協会 事務局長
	山岸 章	(株)山岸製作所 代表取締役

長野地方最低賃金審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、長野地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたとときのほか、長野労働局長(以下「局長」という。)5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとするときは、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら、通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、予め会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

- 3 審議会は、会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成し公開するものとする。

- 4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度、局長に送付するものとする。

(小委員会の運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年3月4日から施行する。

長野地方最低賃金審議会 運営問題小委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、長野地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に設置する運営問題小委員会(以下「運小」という。)の議事に関し、最低賃金法、最低賃金審議会令及び長野地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(審議事項)

第2条 運小は、審議会運営の基本的な事項について、審議を行うものとする。

(委員長)

第3条 運小に委員長を置く。

2 委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ前項の規定の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 運小の会議(以下「会議」という。)は委員長が必要と認めたときのほか、長野労働局長(以下「局長」という。)又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は、審議会会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら、通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨をあらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

3 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

(会議の議事)

第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成し公開する。

(報告書の提出)

第8条 委員長は、会議の審議結果について、その都度、審議会会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、運小の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年7月13日から施行する。

長野地方最低賃金審議会会議公開要綱

第1条 この要綱は、長野地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し長野地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。

第2条 会議の公開又は非公開の決定は運営規程及び部会運営規程に基づき、審議会等において行う。

第3条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については、審議会等の開催日の14日前（審議会日程により、異なる場合もある。）に、長野労働局において掲示する。

第4条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の6日前（審議会日程により、異なる場合もある。）までに、はがき又はファクシミリにより労働基準部賃金室あてに申込みものとする。

2 介助者が必要な場合には、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

第5条 傍聴者は、原則として5名以下とする。

2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。

3 抽選結果については、当選者にはがきで通知する。ただし、緊急の場合は電話で通知することができる。

4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

第6条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。

第7条 傍聴者には、傍聴整理券を発行する。

2 傍聴人は、審議会等開始の10分前までに来場し、入場については会長等の指示によるものとする。

3 傍聴人には、審議会等傍聴に当たっての遵守事項を周知させるものとする。

第 8 条 審議中に、審議会傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し会長乃至部会長から是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、会長乃至部会長から退去命令を発出する。

3 退去命令にも従わない場合には、所轄警察署へ連絡し強制排除を行うこととする。

第 9 条 審議会等の会議を公開する場合には、第 4 条及び第 5 条の規程にかかわらず、報道関係者については席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会開始直前までとする。

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 4 日から施行する。

審議会等の公開・非公開について

本別紙は、平成 23 年 6 月 20 日付で長野県地方最低賃金審議会運営問題小委員会委員長から提言し、平成 23 年 7 月 4 日に開催された第 48 期長野地方最低賃金審議会第 2 回総会において了承された審議会等の公開・非公開を決定するに際し尊重するもので、平成 28 年 6 月 16 日、平成 29 年 6 月 19 日及び令和 5 年 7 月 3 日に修正されている。

1 次に掲げる審議が行われる審議会は、原則非公開とする。

- (1) 具体的な金額を議論する審議
- (2) 個人等からの意見聴取を含む審議
- (3) 運営に関する事項を含む審議
- (4) その他公開することによって率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれのある審議

2 個別の審議会等の具体的取扱い

(1) 長野地方最低賃金審議会（総会）について

公開とする。ただし、最低賃金の決定等について審議会の意見（答申）に対しての異議の申出に關しての審議会（最賃法第 11 条第 3 項 異議審）は金額審議を含む審議のため非公開とする。

(2) 長野県最低賃金専門部会、特定最低賃金専門部会について

第 1 回部会は公開とし、第 2 回以降は原則として公開し、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

(3) 運営問題小委員会、特定最低賃金検討小委員会について

公開することによって率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため非公開とする。

3 報道機関への広報等について

(1) 事前に報道機関へ公表するもの

長野県最低賃金の改正諮問が行われる総会の開催。

長野県最低賃金の金額採決（答申）の総会の開催。

(2) 事後に報道機関へ公表するもの

ア 長野県最低賃金、特定最低賃金の諮問。

イ 長野県最低賃金、特定最低賃金の答申。

(3) 公表方法

報道機関へのメール送信（投げ込み）を原則とする。

4 その他の留意点

- (1) 金額の採決を行う総会において、会長が専門部会における労使双方の主張の要旨の説明を行う。
- (2) 非公開審議会等であっても、開催日時、場所、議事要旨については公開するものとする。
- (3) 会議途中からの公開又は非公開は、行わないものとする。

(写)

令和5年7月18日

長野地方最低賃金審議会
会長 倉崎 哲矢 殿

長野地方最低賃金審議会
運営問題小委員会
委員長 倉崎 哲矢

長野地方最低賃金審議会の運営について（報告）

令和5年7月18日開催の当委員会において、令和5年度における標記について検討した結果を、下記のとおり報告します。

記

- 1 長野県最低賃金について
 - (1) 発効は、10月1日を目途に審議する。
 - (2) 関係労使からの意見聴取は、意見陳述により行う。
 - (3) 結審は、審議会令第6条第5項を適用しない。
- 2 特定（産業別）最低賃金について
 - (1) 発効は、年内を原則とし、法定発効ないし指定日発効とする。
 - (2) 第1回の専門部会は全業種の合同部会とする。
 - (3) 各専門部会は、3回を目途で結審とする。
 - (4) 結審は、全会一致に限り審議会令第6条第5項を適用する。

以上

令和6年度 長野地方最低賃金審議会日程表

【本審】

令和6年7月から8月分

日時		名称	場所	備考
7月3日(水)	10:30~	第1回本審	ホテル信濃路 2F 穂高	県最賃改定諮問
7月29日(月)	13:30~	第2回本審	ホテル信濃路 2F 穂高	県最賃目安伝達、意見陳述
8月5日(月)	15:00~	第3回本審	ホテル信濃路 2F 浅間	県最賃答申、特定最賃必要性諮問
8月21日(水)	10:00~	第4回本審	ホテル信濃路 2F 穂高	異議申立審議、特定最賃必要性答申

【運営問題小委員会】

日時		名称	場所	備考
7月16日(火)	10:30~	第1回運営問題小委員会	長野労働局 会議室	審議会運営に関する検討等

【特定最低賃金検討小委員会】

日時		名称	場所	備考
7月16日(火)	11:00~	第1回特定最賃検討小委員会	長野労働局 会議室	特定最賃適用労働者数の提示等
8月8日(木)	10:30~	第2回特定最賃検討小委員会	長野労働局 会議室	特定最賃改定の必要性

【長野県最低賃金専門部会】

日時		名称	場所	備考
7月29日(月)	第2回 本審終了後	第1回長野県最賃専門部会	ホテル信濃路 2F 穂高	役割分担・労使双方からの意見確認
7月31日(水)	10:00~	第2回長野県最賃専門部会	長野労働局 会議室	金額審議
8月2日(金)	10:00~	第3回長野県最賃専門部会	長野労働局 会議室	金額審議
8月5日(月)	10:00~	第4回長野県最賃専門部会	長野労働局 会議室	金額審議(予備日)

令和6年度 長野地方最低賃金審議会の日程一覧表(案)

令和6年7月3日現在

日程	本 審	運 小	検 小	最低賃金専門部会					備 考	令和5年度日程
				票	計 量	はん 用	小 売	印 刷		
R6.7.3									県最賃改正諮問	R5.7.3
R6.7.16									審議会運営に関する検討等	R5.7.18
R6.7.16									特定最賃適用労働者数の提示等	R5.7.18
R6.7.29									県最賃目安伝達、意見陳述	R5.8.1
R6.7.29									労使双方からの意見確認	R5.8.1
R6.7.31									金額審議	R5.8.3
R6.8.2									金額審議	R5.8.4
R6.8.5									金額審議(予備日)	R5.8.7
R6.8.5									県最賃答申、特定最賃必要性諮問	R5.8.7
R6.8.8									特定最賃改定の必要性	R5.8.9
R6.8.21									異議申立審議、特定最賃必要性答申	R5.8.23

下記以降は、特定最低賃金の効力発生日から逆算した事務局案であって、後日、審議会委員及び専門部会委員の日程調整後に決定

日程	本 審	運 小	検 小	最低賃金専門部会					備 考	令和5年度日程
				票	計 量	はん 用	小 売	印 刷		
R6.9.18									合同専門部会、部会長選出	R5.9.25
R6.9.25									(計量器)金額審議	R5.9.28
R6.9.26									(はん用)金額審議	R5.9.28
R6.9.27									(小売)金額審議	R5.9.29
R6.10.7									(計量器)金額審議	R5.10.4
R6.10.11									(はん用)金額審議	R5.10.12
R6.10.15									(小売)金額審議	R5.10.16
R6.10.22									(計量器)金額審議(予備日)	R5.10.25
R6.10.24									(はん用)金額審議(予備日)	R5.10.19
R6.10.25									(小売)金額審議(予備日)	R5.10.23
	()								異議審(計量器)	
	()								異議審(はん用)	
	()								異議審(小売)	
R7.3.6									特定最賃改正申出意向表明	R6.3.7

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

参考:10月1日(火)発効の場合は、8月5日(月)までに答申要旨の公示が必要となる。
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となる。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
8月1日(木)		8月16日(金)		8月19日(月)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月20日(火)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月20日(火)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月20日(火)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月21日(水)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		8月22日(木)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		8月23日(金)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		8月26日(月)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		8月27日(火)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		8月27日(火)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		8月27日(火)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		8月28日(水)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		8月29日(木)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		8月30日(金)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月2日(月)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月3日(火)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月3日(火)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月3日(火)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月4日(水)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月5日(木)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月6日(金)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月9日(月)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月10日(火)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月10日(火)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月10日(火)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月11日(水)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月12日(木)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月13日(金)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月17日(火)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月18日(水)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月18日(水)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月1日(日)		9月17日(火)		9月18日(水)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月18日(水)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月3日(火)		9月18日(水)		9月19日(木)		10月1日(火)		10月31日(木)
9月4日(水)		9月19日(木)		9月20日(金)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月5日(木)		9月20日(金)		9月24日(火)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月6日(金)		9月24日(火)		9月25日(水)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月7日(土)		9月24日(火)		9月25日(水)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月8日(日)		9月24日(火)		9月25日(水)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月9日(月)		9月24日(火)		9月25日(水)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月10日(火)		9月25日(水)		9月26日(木)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月11日(水)		9月26日(木)		9月27日(金)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月12日(木)		9月27日(金)		9月30日(月)		10月9日(水)		11月8日(金)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

参考:10月1日(火)発効の場合は、8月5日(月)までに答申要旨の公示が必要となる。
なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となる。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
9月13日(金)		9月30日(月)		10月1日(火)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月1日(火)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月1日(火)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月2日(水)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月3日(木)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月4日(金)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月7日(月)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月8日(火)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月8日(火)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月8日(火)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月9日(水)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月10日(木)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月11日(金)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月15日(火)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月16日(水)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月16日(水)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月16日(水)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月16日(水)		10月25日(金)		11月24日(日)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

年内発効の場合は、10月29日(火)までに答申要旨の公示が必要となる。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
9月1日(日)		9月17日(火)		9月20日(金)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月20日(金)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月3日(火)		9月18日(水)		9月24日(火)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月4日(水)		9月19日(木)		9月25日(水)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月5日(木)		9月20日(金)		9月26日(木)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月6日(金)		9月24日(火)		9月27日(金)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月7日(土)		9月24日(火)		9月27日(金)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月8日(日)		9月24日(火)		9月27日(金)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月9日(月)		9月24日(火)		9月27日(金)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月10日(火)		9月25日(水)		9月30日(月)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月1日(火)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月2日(水)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月3日(木)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月3日(木)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月3日(木)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月4日(金)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月7日(月)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月8日(火)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月9日(水)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月10日(木)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月10日(木)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月10日(木)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月11日(金)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月15日(火)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月16日(水)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月17日(木)		10月28日(月)		11月27日(水)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月18日(金)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月18日(金)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月18日(金)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月18日(金)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月21日(月)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月22日(火)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		10月23日(水)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月4日(金)		10月21日(月)		10月24日(木)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		10月24日(木)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		10月24日(木)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		10月25日(金)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		10月28日(月)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		10月29日(火)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		10月30日(水)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		10月31日(木)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		10月31日(木)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		10月31日(木)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月1日(金)		11月13日(水)		12月13日(金)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

年内発効の場合は、10月29日(火)までに答申要旨の公示が必要となる。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
10月15日(火)		10月30日(水)		11月5日(火)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月6日(水)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月7日(木)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月8日(金)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月8日(金)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月8日(金)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月8日(金)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月11日(月)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月12日(火)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月13日(水)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月14日(木)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月14日(木)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月14日(木)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月15日(金)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月18日(月)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月19日(火)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月20日(水)		11月29日(金)		12月29日(日)
11月1日(金)		11月18日(月)		11月21日(木)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月2日(土)		11月18日(月)		11月21日(木)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月3日(日)		11月18日(月)		11月21日(木)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月4日(月)		11月19日(火)		11月22日(金)		12月3日(火)		1月2日(木)
11月5日(火)		11月20日(水)		11月25日(月)		12月4日(水)		1月3日(金)
11月6日(水)		11月21日(木)		11月26日(火)		12月5日(木)		1月4日(土)
11月7日(木)		11月22日(金)		11月27日(水)		12月6日(金)		1月5日(日)
11月8日(金)		11月25日(月)		11月28日(木)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月9日(土)		11月25日(月)		11月28日(木)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月10日(日)		11月25日(月)		11月28日(木)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月11日(月)		11月26日(火)		11月29日(金)		12月10日(火)		1月9日(木)
11月12日(火)		11月27日(水)		12月2日(月)		12月11日(水)		1月10日(金)
11月13日(水)		11月28日(木)		12月3日(火)		12月12日(木)		1月11日(土)
11月14日(木)		11月29日(金)		12月4日(水)		12月13日(金)		1月12日(日)
11月15日(金)		12月2日(月)		12月5日(木)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月16日(土)		12月2日(月)		12月5日(木)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月17日(日)		12月2日(月)		12月5日(木)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月18日(月)		12月3日(火)		12月6日(金)		12月17日(火)		1月16日(木)
11月19日(火)		12月4日(水)		12月9日(月)		12月18日(水)		1月17日(金)
11月20日(水)		12月5日(木)		12月10日(火)		12月19日(木)		1月18日(土)
11月21日(木)		12月6日(金)		12月11日(水)		12月20日(金)		1月19日(日)
11月22日(金)		12月9日(月)		12月12日(木)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月23日(土)		12月9日(月)		12月12日(木)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月24日(日)		12月9日(月)		12月12日(木)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月25日(月)		12月10日(火)		12月13日(金)		12月24日(火)		1月23日(木)
11月26日(火)		12月11日(水)		12月16日(月)		12月25日(水)		1月24日(金)
11月27日(水)		12月12日(木)		12月17日(火)		12月26日(木)		1月25日(土)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

年内発効の場合は、10月29日(火)までに答申要旨の公示が必要となる。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
11月28日(木)		12月13日(金)		12月18日(水)		12月27日(金)		1月26日(日)
11月29日(金)		12月16日(月)		12月19日(木)		1月6日(月)		2月5日(水)
11月30日(土)		12月16日(月)		12月19日(木)		1月6日(月)		2月5日(水)
12月1日(日)		12月16日(月)		12月19日(木)		1月6日(月)		2月5日(水)
12月2日(月)		12月17日(火)		12月20日(金)		1月7日(火)		2月6日(木)
12月3日(火)		12月18日(水)		12月23日(月)		1月8日(水)		2月7日(金)
12月4日(水)		12月19日(木)		12月24日(火)		1月9日(木)		2月8日(土)
12月5日(木)		12月20日(金)		12月25日(水)		1月10日(金)		2月9日(日)
12月6日(金)		12月23日(月)		12月26日(木)		1月14日(火)		2月13日(木)
12月7日(土)		12月23日(月)		12月26日(木)		1月14日(火)		2月13日(木)
12月8日(日)		12月23日(月)		12月26日(木)		1月14日(火)		2月13日(木)
12月9日(月)		12月24日(火)		12月27日(金)		1月15日(水)		2月14日(金)
12月10日(火)		12月25日(水)		1月6日(月)		1月16日(木)		2月15日(土)
12月11日(水)		12月26日(木)		1月7日(火)		1月17日(金)		2月16日(日)
12月12日(木)		12月27日(金)		1月8日(水)		1月20日(月)		2月19日(水)
12月13日(金)		1月6日(月)		1月9日(木)		1月21日(火)		2月20日(木)
12月14日(土)		1月6日(月)		1月9日(木)		1月21日(火)		2月20日(木)
12月15日(日)		1月6日(月)		1月9日(木)		1月21日(火)		2月20日(木)
12月16日(月)		1月6日(月)		1月9日(木)		1月21日(火)		2月20日(木)
12月17日(火)		1月6日(月)		1月9日(木)		1月21日(火)		2月20日(木)
12月18日(水)		1月6日(月)		1月9日(木)		1月21日(火)		2月20日(木)
12月19日(木)		1月6日(月)		1月9日(木)		1月21日(火)		2月20日(木)
12月20日(金)		1月6日(月)		1月9日(木)		1月21日(火)		2月20日(木)
12月21日(土)		1月6日(月)		1月9日(木)		1月21日(火)		2月20日(木)
12月22日(日)		1月6日(月)		1月9日(木)		1月21日(火)		2月20日(木)
12月23日(月)		1月7日(火)		1月10日(金)		1月22日(水)		2月21日(金)
12月24日(火)		1月8日(水)		1月14日(火)		1月23日(木)		2月22日(土)
12月25日(水)		1月9日(木)		1月15日(水)		1月24日(金)		2月23日(日)
12月26日(木)		1月10日(金)		1月16日(木)		1月27日(月)		2月26日(水)
12月27日(金)		1月14日(火)		1月17日(金)		1月28日(火)		2月27日(木)
12月28日(土)		1月14日(火)		1月17日(金)		1月28日(火)		2月27日(木)
12月29日(日)		1月14日(火)		1月17日(金)		1月28日(火)		2月27日(木)
12月30日(月)		1月14日(火)		1月17日(金)		1月28日(火)		2月27日(木)
12月31日(火)		1月15日(水)		1月20日(月)		1月29日(水)		2月28日(金)